

令和3年5月10日

## 理事（理事長）候補者の公募について

### 【公募要領】

#### 1. 募集人員

理事 1 名（理事長候補者/常勤）

（注）（1）公募は理事長候補者として行いますが、当財団の定めに従い、評議員会で理事に選任されたのち、理事会において理事の互選により選定される予定です。

（2）原則として応募時点で65歳未満の方が対象となります。

#### 2. 就任予定日・任期

（1）就任予定日：令和3年6月下旬頃開催予定の評議員会において理事に選任され、その後開催される理事会で理事長に互選された日。

（2）任期：令和3年6月の定時評議員会で理事選任後、理事会において理事長に選定されてから令和5年6月の定時評議員会まで。なお、再任を妨げません。

#### 3. 職務内容等

##### （1）法人の業務内容

当財団は、平成12年12月に設立され、貨物自動車運送事業法及び道路運送法に基づく運行管理者試験事務を国に代わって行い、運行管理者試験の適正な実施を通じて自動車運送事業の輸送の安全確保と、公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、以下の事業を行っています。

- ① 貨物自動車運送事業法及び道路運送法に基づく運行管理者試験の実施
- ② に基づく運行管理者試験の実施に関する事務
- ③ 同試験に関する調査研究
- ④ 同試験に関する広報事業
- ⑤ その他本財団の目的を達成するために必要な事業

※詳細は、当財団のホームページを参照してください。

##### （2）職務内容

理事長は、理事会の構成員として当財団の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、当財団の代表理事として会長を補佐し、定款に定める目的を達成するために必要となる事業の推進、業務の適正な実施と経営の安定を図る観点からその業務を執行します。

##### （3）必要とされる経験等

- ① 民間企業、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体等において、組織を代表する役員として組織運営に関する十分な経験を有し、強いリーダーシップを発揮した実績を有すること。

- ② 自動車交通の安全の確保に関する幅広い知識とその取組の経験を有すること。
- ③ 当財団の業務内容と社会的役割を充分理解していること。特に、運行管理者制度及び公益法人制度に関する知識を有していること。
- ④ 当財団の経営上の課題を適格に解決できる責任感と判断力を持ち、リーダーシップを発揮できると認められること。
- ⑤ 公益財団法人の役員としての中立性・公平性を保って業務を遂行でき、周囲の誤解を招くような行動を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。

#### (4) 勤務条件

- ① 勤務形態：常勤
- ② 勤務地：公益財団法人 運行管理者試験センター  
(港区芝大門1丁目16番3号 芝大門116ビル7階)
- ③ 任期：令和3年6月の定時評議員会で理事選任後、理事会において理事長に選定されてから令和5年6月の定時評議員会まで。なお、再任は妨げません。
- ④ 勤務時間：当財団就業規則に準ずる。(参考：職員の就業時間は、通常9時～17時)
- ⑤ 報酬等：当財団の「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」による。
- ⑥ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断等
- ⑦ その他：当財団の規程等に定めるところによる。

#### (5) 欠格事項

以下に該当する場合は、役員となることはできません。

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項各号の規定に該当するもの。(法律条文抜粋は別紙のとおり)
- ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イからニまで規定する欠格事由に該当するもの。(法律条文抜粋は別紙のとおり)

### 4. 公募期間

令和3年5月10日(月)～5月25日(火)

### 5. 応募方法

- (1) 提出書類
  - ① 履歴書(ダウンロード様式、写真添付)
  - ② 自己アピール資料(3.(3)を重点に記載する。)任意様式 A4 サイズ 3枚以内
- (2) 提出方法：郵送による
- (3) 提出期限：令和3年5月25日(火)17:00 当財団必着
- (4) 提出先

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番3号 芝大門116ビル7F

公益財団法人 運行管理者試験センター

総務担当グループ マネージャー 杉崎宛て

## 6. 選考方法

### (1) 書面審査、面接審査等による事前審査

提出された応募書類に基づく書面審査を行うとともに、必要な場合に面接審査を行います。

### (2) 評議員会による理事の選任

上記(1)の審査結果も踏まえて当財団評議員会において理事の選任を行います。

### (3) 理事会による理事長の選任

上記(2)の評議員会の決議を経て理事に選任され、かつその後開催される理事会において互選決議により理事長に選定され、就任することとなります。

### (4) 合否結果については、応募者全員にご連絡します。

## 7. 備考

- ・応募書類は返却致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・選考に係る費用は、すべて自己負担となります。
- ・ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報 は本公募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。
- ・選考過程及び選考結果等に関するお問い合わせには、一切お答え致しかねますので、予めご了承ください。

### 【問い合わせ先】

公益財団法人 運行管理者試験センター  
総務担当グループ マネージャー 杉崎宛て  
TEL : 03-6803-4323

## 履 歴 書

ふりがな		性別	(写真貼付欄) 縦 4.5 cm×横 3.5 cm 申込み前 3 ヶ月以内 上半身・無帽 裏面に氏名記入
氏 名			
生年月日	昭和      年      月      日		
年齢	満      才(記入日現在)		
現住所	〒      —      TEL (      )      -		
	携帯 TEL (      )      -		
	e-mail (      )		
連絡先	〒      —      TEL (      )      -		
	携帯 TEL (      )      -		
	e-mail (      )		
勤務先及び 役職名	所在地 〒      —      TEL (      )      -		
	名称		
	役職名		
学歴 (高等学校卒業から、学校・学部・学科、修業年数等を記入して下さい。)			
学校・学部・学科		修業期間	卒業・修了・中退
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
職歴(会社名・所属部課名・役職名・職務内容等)			
期 間	勤務先	所属・役職	職務内容並びに所属組織 の事業内容及び規模等
～			

整理番号	
------	--

氏名	
----	--

整理番号	
------	--

職歴(会社名・所属部課名・役職名・職務内容等)			
期間	勤務先	所属・役職	職務内容並びに所属組織の事業内容及び規模等
～			
～			
～			

資格・免許 (名称・種類)	取得年月日	交付機関
趣味・特技		
賞罰		

私は、本募集要項3.(3)に掲げてある「必要とされる経験等」をすべて満たしており、この履歴書に記載した事項に相違はありません。		
令和	年	月 日
	氏名	印

## ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）〈抜粋〉

（役員の資格等）

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

## ○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）〈抜粋〉

（欠格事由）

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）